

## 書面掲示事項のウェブサイトへの掲載

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

1. 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 2. 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料 6（日勤、夜勤あわせて）入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しており、1 日に 12 人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

夕方 16 時 30 分～翌朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。

### 3. 施設基準

#### 【医科】

医療 DX 推進体制整備加算、診療録管理体制加算 3、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、医療安全対策加算 2、医療安全対策地域連携加算 2、報告書管理体制加算、データ提出加算 1、外来放射線照射診療料、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料 2、検体検査管理加算 1、画像診断管理加算 2、ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、CT 撮影及び MRI 撮影、無菌製剤処理料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、粒子線治療、粒子線治療適応判断加算、粒子治療医学管理加算、定位放射線治療、画像誘導密封小線源治療加算、画像誘導放射線治療加算

#### 【歯科】

初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準、歯科口腔リハビリテーション 2、CAD/CAM 冠、クラウン・ブリッジ維持管理料

4. 当院は、重症者個室があり、下記点数が加算されます。

1 人部屋 300 点/1 日 2 床

## 5. 特別病室

特別室 A	1 日	39,600 円	2 室
特別室 B	1 日	19,800 円	14 室

特別病室に入室を希望される方は、入院予約の際にお申し出ください。

特別病室料金は、全額自己負担です。(上記金額は消費税込)

## 6. 文書料

文書名	金額 (税込)
診断書 (病院書式)	2,200 円
診断書(病院書式以外、簡易)	2,200 円
診断書(病院書式以外、複雑)	5,500 円
交通事故診断書	5,500 円
生命保険診断書	5,500 円
簡易保険診断書	5,500 円
死亡診断書	2,200 円
死体検案書	2,200 円
その他簡易な診断書 (おむつ等)	1,100 円
領収証明書	1,100 円

7. セカンドオピニオン (一律 60 分以内) 20,000 円 (税込)

## 8. 先進医療

当院では、次の先進医療を行っております。

固形がんに対する重粒子治療 料金 3,440,000 円(非課税)

なお、本治療以外の保険診療はすべて通常通り扱われます。

### ■医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報 (薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報) を取得・活用して診療を行っております。

### ■医療 DX 推進体制整備加算について

当院では医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

### ■明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から 請求書兼領収書とは別に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、1F 受付窓口にてその旨お申し出ください。

### ■入院時食事療養費について

入院時の食事代は診療にかかる費用とは別に定額自己負担となります。

【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】令和7年4月1日から

所得区分		標準負担額	
現役並み所得者 及び 一般Ⅱ・Ⅰ		510円（注1）	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）（注2）	過去12か月で90日以内の入院	240円
		過去12か月で90日を超える入院（注3）	190円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）（注2）	110円	

（注1） 指定難病の人などは300円です。

（注2） 低所得者Ⅱ・Ⅰ（区分Ⅱ・Ⅰ）で、マイナ保険証をお持ちでない人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付をお住まいの市区町村の担当窓口で申請してください。当認定証を医療機関の窓口に提示することで、食事代の請求額が減額されます。

（注3） 「限度額適用・標準負担額減額認定証（区分Ⅱ）」を既にお持ちであっても、別途申請し、認定を受ける必要があります。